

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	23-1-03-152981-000			
	都 23 道府 県	別 表	管 轄	基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	7180001133048			

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間						
派遣業		株式会社ジョイプランニング		(〒470-0204) 愛知県みよし市三好丘桜三丁目 10 番地 5 (電話番号: 0561-56-7300)				自: 2026年4月1日 至: 2027年3月31日						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数								
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	2026年4月1日				
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)			
						5時間	45時間	360時間						
						5時間	45時間	360時間						
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				
											3時間	42時間	320時間	
											3時間	42時間	320時間	
											3時間	42時間	320時間	
											3時間	42時間	320時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻							
				年間カレンダーによる	1ヶ月に1日			9時00分~18時15分						
				年間カレンダーによる	1ヶ月に2日			8時00分~17時00分						
				年間カレンダーによる	1ヶ月に1日	8時00分~17時00分								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		延長することができる時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				2026年4月1日			
トラブル対応など(カネヨシ)	入出荷・仕分	1人	3時間		6回	78時間	25%	468時間		25%	
トラブル対応など	事務	19人	6時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
トラブル対応など	販売・接客	0人	6時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
トラブル対応など	テレフォンオペレーター	2人	6時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
トラブル対応など	製造	99人	6時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
トラブル対応など	ドライバー	0人	6時間		6回	80時間	25%	720時間		25%	
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労使の協議を経て合意を得る										
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	⑧	(該当する番号)	(具体的内容) 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること。								

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 令和8年3月20日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 事務
氏名 小林絵里

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 挙手による選任 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

令和8年 3月 20日

使用者 職名 代表取締役
氏名 森本 雄



豊田 労働基準監督署長殿

2026. 3. 30 社会保険労務士(東京都社会保険労務士)

提出代行者 坂田 路子 TEL 03-5819-0841

